

埼玉県入札参加停止措置業者一覧表(工事・物品)

令和8年2月7日現在

業者名	登録名簿	許可番号 (工事)	業者番号 (物品)	所在地	入札参加停止期間	入札参加停止の理由
株式会社東日本宇佐美	物品	—	0000017225	東京都文京区	R7.12.9 ~ R8.4.8 4か月	長野県石油商業組合北信支部の支部員として、支部の決定に基づき特定揮発油の販売価格を改定し事業活動を行っていたことは、独占禁止法第8条第1号の規定に違反するものであるとして、令和7年11月26日、公正取引委員会から課徴金納付命令を受けたため。
株式会社トニチコンサルタント	工事 物品	—	0000011855	東京都渋谷区	R8.1.14 ~ R8.5.13 4か月	特定跨線橋点検等業務の入札等で、公正取引委員会から独占禁止法第3条違反(不当な取引制限の禁止)を認定され、排除措置命令及び課徴金納付命令を受けた。 このことは、契約の相手方として不適当であると認められるため。
日本交通技術株式会社	工事	—	—	東京都台東区	R8.1.14 ~ R8.5.13 4か月	特定跨線橋点検等業務の入札等で、公正取引委員会から独占禁止法第3条違反(不当な取引制限の禁止)を認定され、排除措置命令及び課徴金納付命令を受けた。 このことは、契約の相手方として不適当であると認められるため。
大日コンサルタント株式会社	工事	—	—	岐阜県岐阜市	R8.1.14 ~ R8.5.13 4か月	特定跨線橋点検等業務の入札等で、公正取引委員会から独占禁止法第3条違反(不当な取引制限の禁止)を認定され、排除措置命令及び課徴金納付命令を受けた。 このことは、契約の相手方として不適当であると認められるため。
株式会社一志工業	工事	11-041273	—	長瀬町	R8.2.3 ~ R8.5.2 3か月	当該業者は、警察本部が発注した工事について、正当な理由がないにもかかわらず主要部品に係る発注が遅れ、工期内での工事目的物の完成ができない旨を申し出たことから、これを受け発注者が契約解除を行った。 このことが、契約の相手方として不適当であると認められるため。